



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

## 服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成26年9月号

### 社会保険関係委託事業主の方へお知らせ **9月から社会保険料控除額が変わります**

平成26年度社会保険標準報酬月額が決定しました。また、平成26年9月から厚生年金保険料率が改定されます。これに伴い**9月分(翌月控除の事業所は10月分)より社会保険料控除額が変わります**。別途お届けしております控除額のお知らせをご確認ください。ご不明な点は当事務所までお問い合わせください。

厚生年金保険料率 **9月以降**…1,000分の174.74 (被保険者負担 **1,000分の87.37**)

健康保険料率…介護保険に該当する人 1,000分の117.0(被保険者負担 **1,000分の58.5**)

介護保険に該当しない人 1,000分の99.8(被保険者負担 **1,000分の49.9**)

(児童手当拠出金…1,000分の1.5(被保険者負担なし))

※参考…雇用保険料率(被保険者負担) 一般の事業…1,000分の5/土木・建築他の事業…1,000分の6

# 9月の生活ホットニュース

## 人手不足の業界で

### 外国人労働者活用すすむ

#### ◆外国人労働者増加

労働力人口の減少を補うため、現在、外国人労働者活用が進んでいます。

外国人活用をめぐるっては、これまで研究者や経営者など、高度人材を中心に受入れ体制が整えられてきました。

今政府は、比較的単純な労働分野でも外国人の就労を進めていく方向で議論を進めています。具体的には、建設、農業・製造業、家事支援、介護など人材不足が進む分野での外国人の活用をはかりたいとしています。

外国人技能実習制度の拡大も検討されています。

#### ◆外国人技能実習生トラブル防止のために

(1)技能実習生に関わる入管法(出入国管理及び難民認定法)のポイントを知っておくこと

#### (2)労働関係法

①最低賃金未満での労働の禁止

②日本人労働者との労働条件上の差別禁止

#### (3)日常の労務管理

・文化、宗教

・生活様式、生活慣習

#### (4)コミュニケーション

・語学

・ビジネス慣習

(1)(2)について、分からないことがあれば、当事務所にお尋ねください。

(3)(4)を含め共通するのは、技能実習生とのコミュニケーションの重要性です。意思の疎通が不足していることがトラブルの原因となっている例も多くあります。なかには、せっかく日本に来たのに数ヶ月で帰国してしまうことも。会社にとっても外国人にとっても大きな損失です。

互いに「良かったな」と思える労働を作り出したいものです。

## 厚生年金未加入企業への指導が

### 強化されます!

#### ◆これまでの調査との違いは？

これまで、厚生労働省は法人登記されている約 449 万社の中から未加入企業の調査をすすめていましたが、中には倒産していたり、休眠状態だったりする例も多くあることから、特定作業はスムーズにいきませんでした。

このたび政府は、国税庁が持つ企業の納付情報から未加入企業を割り出し、指導を強化することを決めました。来春にも着手するとしています。

もし、加入指導されたにもかかわらず、これに応じない場合は、法的措置により強制的に加入となる可能性もあります。

#### ◆厚生年金の未加入問題とは？

厚生年金は、正社員や一定以上の労働時間(正社員の労働時間の概ね4分の3以上)があるパート従業員やアルバイトが強制加入となり、事業主は加入を義務付けられています。

しかし、従業員と折半となる保険料の負担を逃れようと届出をしない企業があり、問題となっています。

特に、パート・アルバイトを多く使用している企業の場合は、ルール通りに加入させると保険料負担が過大なものとなり、企業経営を圧迫するという事情があります。

ただ、企業が厚生年金に未加入の場合、従業員は保険料が全額自己負担の国民年金に加入するほかなく、厚生年金と比べ将来も

らえる年金額も減ってしまいます。

#### ◆未加入企業に対する働きかけ進行中

鳥取県においては本年度も加入勧奨が年金事務所を中心に行われています。

社内検討を進め、未加入の企業が 1 社でも多く加入できるようになればと思います

#### ◆累進課保険料制の導入を求める

それにしても、中小零細企業にとって社会保険料の負担は限界以上のものがあります。

税金は累進課税制です。赤字企業は基本的に固定額納税ですし、黒字企業は純利益額に応じて納税額が変わります。

社会保険料も累進課保険料制を導入すべきだと考えます。

内部留保もない赤字中小零細企業と、1 兆円以上の純利益を出し数兆円もの内部留保のある巨大企業が同じ料率で保険料を負担するのは、道理が通りません。

労働者負担も、累進制を導入し、中小労働者の負担を軽減すべきです。



【2014.8】

## 平成 26 年度 事業主説明会のご案内

今年も(一社)全国労働保険事務組合連合会鳥取支部による事業主説明会が、以下の日程・内容で開催されます。事業主様、事務担当の皆様、どうぞお気軽にご参加ください。

●と き 11月5日(水) 午後1時30分~3時30分

●ところ 米子コンベンションセンター ※参加無料

※講演内容等が決まりましたら、改めてご案内いたします。

●参加ご希望の方は、お手数ですが当事務所までご連絡ください。

